## 報告 農1

全 員 協 議 会 資 料 令和4年(2022)9月28日 農林水産部農業振興課

## 旧出雲市いちじくの里(2区)の民間譲渡に係る公募型プロポーザルの実施について

昨年度、公募型プロポーザル方式により譲渡先を決定し、令和4年4月出雲多伎インター線東側(1区)のみを譲渡しました。残る出雲多伎インター線西側(2区)について、前回同様の方法により、地域の活性化に資する提案を下記のとおり募集します。

記

- 1 施設概要及び公募条件等について
  - (1)施設概要
    - ①名 称 旧出雲市いちじくの里(多伎町多岐116番地10ほか)
    - ②施設内容 (2区) いちじく広場: 3,963.28 ㎡

東屋:33 m<sup>2</sup>、養液設備庫10 m<sup>2</sup>、露地ほ場、駐車場



## (2)公募条件等

|        | 項      | 目      |        | 内 容  |
|--------|--------|--------|--------|--|
| 方      |        |        | 法      | 公募型プロポーザル方式  |
| 譲      | 渡      | 価      | 格      | 土地の価格(不動産鑑定価格)を最低予定価格とし、応募者に<br>価格の提示を求める。<br>譲渡面積:3,963.28㎡                           |
| 応      | 募      | 資      | 格      | ①本店、支店、営業所、その他これらに類する事業拠点の所在地が、出雲市内にある法人等<br>②地域の活性化に資する提案を持ち、かつ提案を確実に実行できる資金計画を持った法人等 |
| 事      | 業の     | の継     | 続      | 譲渡後、最低10年間提案事業を継続する。ただし、事前に市の承認を得た場合、変更も可とする。  |
| 資      | 産の     | の譲     | 渡      | 10年間は市の承認を得ずに第三者へ譲渡(転貸)することを禁止する。建物等、現状有姿で譲渡する。  |
| そ<br>公 | の<br>募 | 他<br>条 | の<br>件 | 譲渡物件の権利移転登記の手続は譲受者が行うものとする。  |
| 要      | 望      | 事      | 項      | ①新規に職員を雇用する際には、地元雇用に配慮すること。<br>②事業実施にあたっては、地域住民への周知を図るとともに、<br>要望等に対し誠意をもって対応すること。     |

## 2 募集等スケジュール (予定)

(1)募集期間 令和4年10月3日(月)~11月30日(水)

(2)選定委員会 令和4年12月下旬

(3)選定結果の報告 令和5年1月全員協議会

(4)施設譲渡に係る議案提出 令和5年3月議会

(5)譲渡時期 令和5年4月